

平成28年 3月16日施行
平成28年 4月27日変更
平成29年 6月28日変更
令和 2年10月 1日変更
令和 3年 7月 1日変更
令和 4年 4月 1日変更

系統アクセス業務の実施に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、定款第64条に基づき、定款第36条第5項第11号に定める系統アクセス業務を円滑かつ適切に実施するため、系統アクセス業務の実施に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程において使用する用語は、特に定めのない限り、定款及び業務規程において使用する用語の例による。

(系統アクセス進捗会議)

第3条 本機関は、系統アクセス業務に関する専門技術的な事項を審議し、適切に系統アクセス業務を実施することを目的として、系統アクセス進捗会議を設置する。

- 2 系統アクセス進捗会議は、計画担当理事を議長とし、計画部長及び担当部長（系統利用制度対応担当）（以下「担当部長」という。）その他計画担当理事が指名する役職員により構成する。
- 3 議長は、系統アクセスの個別案件に関する進捗状況の確認及びその方針の検討、系統アクセス業務改善の検討その他の系統アクセス業務に関する事項を審議するため、系統アクセス進捗会議を開催する。
- 4 計画担当理事に事故等があり職務の遂行が困難なとき、その職務を代理する役職員を系統アクセス進捗会議にて予め定めた者が議長となるものとする。
- 5 担当部長は、第5条第1項第3号、第6条第1項第4号及び第2項、第7条第1項第3号、第8条第1項第3号及び第7号から第10号、第8条の2第1項第3号、第4号及び第5号並びに第13条に記載する業務について決裁を行おうとする場合、その決裁に先立って、系統アクセス進捗会議の審議を経るものとする。

(事前相談)

第4条 本機関は、次の各号に掲げる事前相談に関する業務について、同号に掲げる者の決裁に基づき、これを行う。

- 一 申込書類の受付及び申込者に対する申込書類の修正の要請 系統アクセス検討を所掌するマネージャー（以下「マネージャー」という。）
- 二 会員に対する各種依頼・要請 担当部長

三 事前相談の回答が遅延する理由等の説明 担当部長

四 事前相談の回答 担当部長

- 2 担当部長は、第1項第4号の決裁にあたり、系統アクセス進捗会議での審議が必要と認める場合には、議長に対し、系統アクセス進捗会議での審議を求める。

(接続検討の要否確認)

第5条 本機関は、次の各号に掲げる接続検討の要否確認に関する業務について、同号に掲げる者の決裁に基づき、これを行う。

一 申込書類の受付及び申込者に対する申込書類の修正の要請 マネージャー

二 会員に対する各種依頼・要請 担当部長

三 接続検討の要否確認に対する回答 担当部長

- 2 担当部長は、第1項第3号の決裁にあたり、系統アクセス進捗会議での審議が必要と認める場合には、議長に対し、系統アクセス進捗会議での審議を求める。

(接続検討)

第6条 本機関は、次の各号に掲げる接続検討に関する業務について、同号に掲げる者の決裁に基づき、これを行う。

一 申込書類の受付及び申込者に対する申込書類の修正の要請 マネージャー

二 会員に対する各種依頼・要請 担当部長

三 接続検討の回答が遅延する理由等の説明 担当部長

四 次のア又はイのいずれかに該当する接続検討の回答 担当部長。ただし、広域連系系統(電源線を除く。)の増強工事が必要となる接続検討の回答 理事会

ア 発電設備等の新設又は同一地域で発電設備等の全部の変更(なお、1発電場所において複数の発電設備等が設置されている場合は一部の発電設備等の全部の変更及び発電設備等の全部の変更を伴う電源種別の変更を含む。)を伴う検討の場合

イ 接続検討申込者の電源線又は流通設備の増強工事が必要となる回答がある場合

五 前号ア又はイに該当しない接続検討の回答 担当部長

- 2 本機関は、契約申込みを前提としない簡易又は部分的な接続検討の申込みに対する回答を行う場合、又は過去に本機関が接続検討を行い回答したものと

同じ工事内容（地点、対象設備、増強規模、工期、工事費）で接続検討の回答を行う場合には、前項第4号但し書きにかかわらず、担当部長の決裁に基づき回答を行う。

- 3 担当部長は、第1項第5号の決裁にあたり、系統アクセス進捗会議での審議が必要と認める場合には、議長に対し、系統アクセス進捗会議での審議を求める。
- 4 本機関は、系統アクセス進捗会議における第3条第5項の審議において、議長が必要と認める場合には、第1項及び第2項にかかわらず、理事会で議決し、接続検討に対する回答を行う。

（契約申込みに伴う回答内容の確認）

第7条 本機関は、次の各号に掲げる本機関が接続検討を行った案件の契約申込みに伴う回答内容の確認に関する業務について、同号に掲げる者の決裁に基づき、これを行う。

一 申込書類の受付及び申込者に対する申込書類の修正の要請 マネージャ

二 会員に対する各種依頼・要請 担当部長

三 過去に回答した接続検討と異なる工事内容（地点、対象設備、増強規模、工事工法）で契約申込みに伴う回答内容に関する妥当性確認結果の通知 担当部長。ただし、接続検討の回答を理事会が決裁した案件に関する申込みである場合については、理事会

四 前号に該当しない契約申込みに伴う回答内容に関する妥当性確認結果の通知 担当部長

- 2 担当部長は、第1項第4号の決裁にあたり、系統アクセス進捗会議での審議が必要と認める場合には、議長に対し、系統アクセス進捗会議での審議を求める。
- 3 本機関は、系統アクセス進捗会議における第3条第5項の審議において、議長が必要と認める場合には、第1項にかかわらず、理事会で議決し、契約申込みに伴う回答内容に関する通知を行う。

第8条 削除

（電源接続案件一括検討プロセス）

第8条の2 本機関は、次の各号に掲げる電源接続案件一括検討プロセスに関する業務について、同号に掲げる者の決裁に基づき、これを行う。

一 一般送配電事業者又は配電事業者に対する各種通知及び要請 担当部長

- 二 電源接続案件一括検討プロセスの開始の要請の決定 理事会
 - 三 電源接続案件一括検討プロセスの実施に関する手続等の変更及びその公表 担当部長
 - 四 本機関が受け付けた接続検討に関する業務 第6条に準じる。
 - 五 本機関が受け付けた接続検討にかかる再接続検討に関する業務 担当部長
 - 六 電源接続案件一括検討プロセスの中止又は中断の要請の決定 理事会
 - 七 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成30年法律第89号）（以下「再エネ海域利用法」という。）第8条第1項の規定による海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定に関する国からの送電系統の暫定的な容量確保が起因となって策定する一括検討の工事計画に関する業務 理事会
- 2 本機関は、系統アクセス進捗会議における第3条第5項の審議において、議長が必要と認める場合には、前項にかかわらず、第3号及び第4号のうち接続検討の回答並びに第5号のうち再接続検討の回答に関する業務については、理事会で議決し、これを行う。

第9条 削除

（決裁にあたっての留意事項）

- 第10条 担当部長及びマネージャーは、前6条に基づき、系統アクセス業務に関する事項について決裁を行う場合は、本機関の業務規程及び送配電等業務指針への適合性を十分に確認しなければならない。
- 2 担当部長が第3条第5項に記載する業務について決裁を行う場合は、系統アクセス進捗会議の審議の結果にしたがって、これを行わなければならない。

（系統アクセス業務に関する申込書、回答書等の様式）

- 第11条 本機関は、系統アクセス業務に関する次の各号に掲げる申込書、回答書等の様式（以下「回答書等様式」という。）に関する業務について、同号に掲げる者の決裁に基づき、これを行う。
- 一 回答書等様式の策定 理事会
 - 二 回答書等様式の変更 理事会。ただし、国又は本機関の審議会等で整理された事項を反映する場合については、系統アクセス進捗会議の審議を経たうえで、担当部長
 - 三 回答書等様式の字句等の軽微な修正又は記載例の策定及び変更 担当部長

2 本機関は、回答書等様式及びその記載例を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表する。

(報告)

第12条 担当部長は、この規程の定めに基づいて決裁を行ったときは、遅滞なく、その旨を計画担当理事に報告しなければならない。

2 計画担当理事は、前項の報告を受けたときは、遅滞なく、その回答の概略を理事会に報告しなければならない。

(アクセス規程細則)

第13条 担当部長は、系統アクセス業務を実施する上で必要となる具体的な対応手順やアクセス業務の品質を維持するための留意点等に関する事項を別に定める。

附則（平成28年3月16日）

この規程は、平成28年3月16日から施行する。

附則（平成28年4月27日）

(施行日)

第1条 この規程は、平成28年4月27日から施行する。

(平成28年3月31日以前に一般送配電事業者に開始申込みがなされた電源接続案件募集プロセス)

第2条 本機関は、平成28年3月31日以前に系統連系希望者から一般送配電事業者に開始の申込みがなされた電源接続案件募集プロセスに関する業務について決裁を行うときは、第8条に準じてこれを行う。

附則（平成29年6月28日）

(施行日)

第1条 この規程は、平成29年6月28日から施行する。

附則（令和2年10月1日）

(施行日)

第1条 この規程は、令和2年10月1日から施行する。

附則（令和3年7月1日）

(施行日)

第1条 この規程は、令和3年7月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、第8条の2第1項第7号の規定は、再エネ海域利
用法第8条第1項の規定による促進区域の指定をするための国からの送電系
統の暫定的な容量確保及び接続検討の要請に関する業務規程及び送配電等業
務指針の施行の日から施行する。

附則（令和4年4月1日）

(施行日)

第1条 この規程は、令和4年4月1日から施行する。